

令和7年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年4月30日

|         |        |
|---------|--------|
| 徳島市監査委員 | 笠井 寿 範 |
| 同       | 藤原 晃   |
| 同       | 須見 矩 明 |
| 同       | 藤田 真由美 |

公園発第20号  
令和8年4月10日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和7年度財政援助団体等監査結果（令和8年3月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社

所管部課：都市建設部 公園緑地課

|             |  |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>(公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社)</p> <p><b>1 指定管理料の受領について、必要な会計伝票が確認できなかった。</b></p> <p>会計規程第 9 条第 1 項に「一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする」、同規程第 18 条に「金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない」とあるものの、指定管理料（I 期）の受領に関する会計伝票が確認できなかった。</p> <p>会計規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>  |
| <p>措置状況</p> | <p>指定管理料（I 期）の受領について、当該取引に係る会計伝票及び収入関係書類が確認できなかったことから、予備監査後、関係書類一式について改めて保管書類を確認するなど調査を行いました。最終的に確認することができませんでした。このため、会計規程第 9 条第 1 項及び第 18 条の趣旨を踏まえ、関係書類を改めて作成し、所定の手続により社内決裁を行い、適切に処理いたしました。</p> <p>今回の件は、会計伝票の確認及び書類管理が十分でなかったことによるものと認識しております。</p> <p>なお、指定管理料（I 期）の入金については、内部確認を行った結果、会計システム上及び総勘定元帳に適正に計上されており、資金管理上の問題は生じていないことを確認しております。</p> <p>今後は、会計伝票と会計データの定期的な照合を複数人で行うとともに、書類管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p> |